

## 第7章 将来の都市づくりの進め方

---

○将来の都市づくりの進め方を示しています。

7-1 総合的な行政施策の推進

7-2 都市計画基本方針の進行管理

## 第7章 将来の都市づくりの進め方

### 7-1 総合的な行政施策の推進

我が国の総人口は今後、長期の人口減少過程に入るとともに、少子高齢化の進行が顕著になることが予測されており、本市においても、将来的な少子高齢化・人口減少社会の到来が懸念されています。

そのため、今後の行政運営においては、限られた財源のもと、各種の必要な取組みを推進することが求められ、国や県から積極的な支援を受けるとともに、民間活力の導入検討を進め、「選択と集中」の観点により、重点的な事業展開に取り組む必要があります。

都市づくりの分野においても、多岐にわたる施策との総合的・横断的な推進が求められ、防災や医療・福祉、子育て、学校・教育など様々な生活関連施策との連携を図ることが必要不可欠となっています。



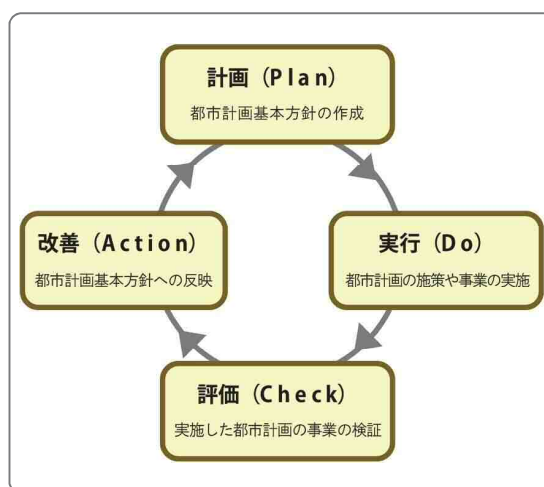
<総合的・横断的な都市づくりの体系イメージ>

### 7-2 都市計画基本方針の進行管理

基本方針は、概ね20年後を目標年次とする長期的な都市計画のビジョンであり、この間には、様々な社会経済や環境の変化、市民ニーズの多様化・高度化のほか、第5次川口市総合計画をはじめとした上位計画の見直し、関係法令制度の新設・改正などが予想されます。

そのため、様々な計画の策定状況やまちの変化を踏まえながら、適切な時期・期間ごとに、計画（PLAN）、実行（DO）、評価（CHECK）、改善（ACTION）のマネジメントサイクルを活用し、まちづくりの進捗状況を把握するとともに、必要に応じて、基本方針の見直しを行うなど、効果的な進行管理を行います。

また今後は、基本方針の周知・広報活動に努めるとともに、多くの市民や事業者等から意見・要望を伺い、更なる実効性の高い基本方針として、協働のまちづくりの推進に取り組めます。



<都市計画基本方針のマネジメントサイクル>

## 川口市都市計画基本方針

---

発行日/平成 29 年 3 月

企画・編集/川口市都市計画部都市計画課

発行者/川口市

〒332-8601 川口市青木 2 丁目 1 番 1 号

TEL(048)258-1110 (大代表)

